

# ふれあいプラザ新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン (令和4年1月4日以降)

## 《基本的事項》

1. 次の3つの条件が同時に当てはまらないよう対策を講じること。
  - ① 換気の悪い密閉空間（密閉）
  - ② 多数が集まる密集場所（密集）
  - ③ 間近での会話や発声をする密接場所（密接）
2. 利用者等の健康状態の把握に努め、発熱者や具合の悪い方が参加しないように要請すること。
3. 感染が発生した場合の対応に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら利用者等の名簿を作成し適正に管理すること。  
また、必要に応じて求められた場合は、これを提出すること。
4. 人との接触を出来るだけ避け、身体的距離を確保（1mを目安に）すること。
5. 利用者等にマスクの着用を要請すること（健康上の理由等により着用が困難な場合を除く）。
6. 入口に手指の消毒液を設置すること。
7. 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより定期的な外気の取り入れを行うこと。
8. 他人と共に用する物品や手が触れる箇所は工夫して最低限にするとともに、消毒用エタノール等でこまめな清拭を行うこと。
9. 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
10. その他、国や京都府、亀岡市が発する情報に基づくものとする。

## 《施設の対応方針》

### I. 施設管理者が行うべき来場者に対する感染拡大防止の措置

- ・来館前に検温を実施し、発熱または風邪の症状がある場合は、来場を控えていただくよう呼びかける。
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合には、来館を控えていただくよう呼びかける。
- ・館の出入口にアルコール消毒液を設置し、手指消毒を呼びかける。
- ・健康上の理由等により着用が困難な場合を除き、原則、マスク着用での来館および利用を呼びかける。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（注1）の利用を呼びかける。

#### 注1) 接触確認アプリ等

##### ①京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス

不特定多数の人が集まる施設やイベントを対象にスマートフォンアプリ「こことろ」による位置情報サービスを利用し、感染者との接触の可能性がある利用者に、メールで保健所への相談を促す等注意喚起

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenraku.html>

##### ②新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用し、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触（1m以内15分以上）した可能性を通知する

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

### 2. 貸出施設を安全に利用していただくための措置

- ・密集、密接、密閉のいわゆる「3つの密」の環境を避けるため、館内の机・椅子を適切に配置するほか、利用状況によっては、入場制限や定員制限等の必要な措置を講じる。
- ・人が高い頻度で触る場所を徹底して消毒する。

※施設の利用と利用のインターバルを1～2時間程度確保し、利用者がよく触れる箇所（扉の取っ手や電話機など）や備品を消毒する。

- ・十分な換気を講ずる。

※冬場の寒さ対策のため、扉を閉め切って施設を使用するときは、かならず空調設備を運転させたうえで使用すること。また、利用にあたっては、30分に1回以上の頻度で、数分間程度の換気をすること。

### 3. 使用責任者に協力を要請する感染拡大防止策

- ・亀岡市社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染症対策チェックリストの記載事項を遵守し、利用後にチェックリストを提出すること。
- ・参加者に対し事前に検温を求めること。体調の悪い方・発熱のある方には参加を控えるよう求めること。  
※事前に参加者を把握することができない場合は、入場時に検温実施すること。
- ・消毒液を用意し、参加者に適宜、手洗いや手指消毒を行うように呼びかけること。
- ・参加者に咳エチケットを守り、マスク着用での参加を呼びかけること。  
※面談や相談会などにおいて近距離で会話する場合は、1m程度の距離を確保すること。充分な距離の確保が困難な場合は、スクリーンやビニールカーテンなどの間仕切りを設置して、飛沫の飛散防止策を講じるとともに、健康上の理由等により着用が困難な場合を除き、原則マスクを着用して会話すること。
- ・「3つの密」(密集・密接・密閉)の環境を作らないよう徹底すること。また、利用場所での交流等を極力控えること。個人情報の管理に注意しつつ、参加者の名簿の作成及び保管(使用後1箇月程度)をすること。また、必要に応じ求められた場合は、これを提出すること。

### 4. 使用責任者が参加者に対して行う具体的な感染拡大防止策

- ・参加する前に接触確認アプリのインストールを周知するように心掛けること  
※スマートフォンを持っている方のみ対象
- ・健康上の理由等により着用が困難な場合を除き、原則マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」にもとづく行動を徹底すること。
- ・「3つの密」(密集・密接・密閉)の環境を避け、そこにおける交流等を極力控えること。

### 5. 施設の利用内容に関する制限

- ・大声を発する等が想定される利用(注2)については、収容定員を50%以下とする。  
(下記の通り)

注2)「大声を発する等が想定される利用」

「大声」とは、観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さない利用を「大声を発する等が想定される利用」とする。

## ふれあいプラザ世代間交流室の収容人数

令和4年1月4日より、表のとおり変更となります。

施設名	面積	制限中の定員 (～R3.12.28)	従来の定員 (R4.1.4～)
世代間交流室	69.375m <sup>2</sup>	17名	34名